

令和6年度 入学者選抜前期選抜募集要項

福島県立会津西陵高等学校

(以下「本校」という。)

福島県大沼郡会津美里町字法懂寺北甲3473番地

電話 (0242) 5 4 - 2 1 5 1

1 募集定員

全日制の課程 普通科 160名

- (1) 特色選抜
定員の15%程度
- (2) 一般選抜
定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

出願資格については、次の(1)または(2)のいずれかの条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)または(2)のいずれかの条件に加えて(3)の条件も満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) この要項に示した「13 選抜方法・選抜資料」の「(1) 特色選抜」の「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

4 併願の取扱い

志願者は、この要項の「13 選抜方法・選抜資料」に示した特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

5 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694円分（簡易書留料金）の切手を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封の上、令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）

② 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）

ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。

なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）

特色選抜志願理由書の用紙は、この要項に示した「13 選抜方法・選抜資料」の「(1) 特色選抜」の「志願してほしい生徒像」の①と②に対応して①用と②用の2種類があるので、いずれか一つを提出する。本校への志願の動機・理由及び探究活動、部活動、高等学校卒業後の進路等について本人が記入する。

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の希望する選抜について学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

① 入学願書（上記(1)①に同じ）

② 特色選抜志願理由書（本校において作成したもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。（上記(1)③に同じ）

③ 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、この要項に示した「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。

④ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

⑤ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の希望する選抜について学科名、志願者氏名を記入したもの）

⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由

などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。
郵送の場合には、2月16日（金）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、この要項の「6 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付けることができる。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、この要項の「6 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

- ① 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 願書受付

- (1) 出願書類を受け付けた本校においては、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

- (2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 出願先変更

志願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。

- (1) 出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願を添えて、在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- (2) 他の高等学校及び福島県立特別支援学校高等部（以下「特別支援学校」という）へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- ② 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。

- ③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先の変更を希望する場合は、「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」を確認の上、新たに作成した特別支援学校の入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類に上記前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

- (3) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

- (4) 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学（出身）中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。

- (5) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 出願の特例措置

(1) 県外からの出願

保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、この要項に示した「8 県外等からの出願」の(2)（3ページ参照）を準用する。

(2) 出願先変更

保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、上記「10 出願先変更」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

13 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）の結果を資料として選抜を行う。

○志願してほしい生徒像

本校では、「友と学び、ともに鍛えん」の校訓のもと、様々な興味関心に対応した4つのコース（進学探究、教養探究、情報会計、健康福祉）を設け、学習活動や部活動等を通して、他者と協働しながら、地域社会に貢献できる人材の育成をめざしています。選抜にあたっては、本校を第一志望とし、基本的な生活習慣が確立した次の①または②のような生徒を求めています。

- ① 中学校で学習に意欲的で、探究活動においても校外にその成果を発表するなど積極的に取り組み、本校入学後も本校の学びの柱である探究活動に主体的に取り組み、かつリーダーシップを発揮できる生徒。
- ② 中学校で部活動等に熱心に取り組み、入学後も部活動を3年間継続して行う意志を持ち、将来の進路希望実現のために意欲的に取り組む生徒。
ただし、陸上競技部及びバレーボール部に限る。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。学力検査の満点を250点とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 特色選抜志願理由書

本校への志願の動機・理由及び探究活動、部活動、高等学校卒業後の進路等について本人が記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は165点満点として、合計300点満点とする。部活動等の実績や取り組み等は総合的に評価し、点数化する。

④ 特色面接

個人面接を実施する。面接については、点数化し、50点満点とする。特色選抜と一般選抜の両方に出願した場合、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

⑤ 選抜資料の満点

全体の満点は、600点とする。

(2) 一般選抜

調査書の審査結果、学力検査の成績及び一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という）の結果を資料として選抜を行う。

① 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。学力検査の満点を250点とする。

国語 社会 数学 理科 外国語（英語）

なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。部活動等の実績や取り組み等は総合的に評価し、点数化する。

③ 一般面接

集団面接を実施する。面接については、段階評価する。特色選抜と一般選抜の両方に出願した場合、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

④ 選抜資料の満点

全体の満点は、500点とする。

14 学力検査、一般面接及び特色面接の日時及び会場

(1) 学力検査

① 学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和6年3月5日（火）午前9時～午後3時10分

イ 日 程

8:00	8:15	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10
受付	諸注意	国語 (50分)	休憩 (20分)	数学 (50分)	休憩 (20分)	外国語 (英語) (50分)	

13:10	14:00	14:20	15:10	
昼食 (60分)	理科 (50分)	休憩 (20分)	社会 (50分)	諸連絡

ウ 会場 本校（入口は東昇降口）

② 注意事項は以下のとおりとする。

- 学力検査当日は次のものを持参すること。

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、各辺の長さの比や角度の値等が刻字された三角定規、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

- 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

- ③ 学力検査の際、インフルエンザ等学校感染症罹患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。
- (2) 一般面接
- ① 一般面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。
- ア 日 時 令和6年3月6日(水)
- イ 日 程 8:00～8:15 受付
9:00～ 一般面接
- ウ 会 場 本校(入口は東昇降口)
- ② 注意事項は以下のとおりとする。
- 一般面接当日は次のものを持参すること。
受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)
- 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- ③ 一般面接の際、インフルエンザ等学校感染症罹患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。
- (3) 特色面接
- ① 特色面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。
- ア 日 時 令和6年3月6日(水)
- イ 日 程 8:00～8:15 受付
9:00～ 特色面接
- ウ 会 場 本校(入口は東昇降口)
- ② 注意事項は以下のとおりとする。
- 特色面接当日は次のものを持参すること。
受験票、上ばき、鉛筆(シャープペンシルも可)
- 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- ③ 特色面接の際、インフルエンザ等学校感染症罹患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。

15 合格者発表

- (1) 令和6年3月14日(木)正午以降に本校において発表する。電話による問い合わせには応じない。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

16 追検査等の実施

追検査等の実施については、当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の受験者と併せて判定する。

- (1) 追検査等の対象となる志願者
- ① インフルエンザ等学校感染症(※)に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者
- ② インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者

- ③ 試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者
 なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(2) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

(3) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。

- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。

- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(4) 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

- ① 日 時 令和6年3月11日（月）

- ② 日 程

ア 学力検査及び面接を受験する場合

8:00 8:15 9:00 14:45 15:00

受付	諸注意	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	休憩	※特色面接 一般面接
----	-----	------------------------------	----	---------------

※ 特色選抜と一般選抜の両方に出願した場合、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

※ 早退等により検査等の一部を欠席した者の日程については、在学（出身中学校）を通して連絡する。

イ 学力検査のみを受験する場合

8:00 8:15 9:00 14:45

受付	諸注意	※入学者選抜実施要綱により 学力検査の追検査を実施	諸連絡
----	-----	------------------------------	-----

※ 早退等により検査等の一部を欠席した者の日程については、在学（出身中学校）を通して連絡する。

ウ 面接のみを受験する場合

14:30 14:45 15:00

受付	諸注意	※特色面接 一般面接
----	-----	---------------

※ 特色選抜と一般選抜の両方に出願した場合、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

- ③ 会 場 本校（入口は東昇降口）

- ④ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
 - ⑤ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。
 - ⑥ 追検査当日は次のものを持参すること。
 - 学力検査を受験する場合
受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、各辺の長さの比や角度の値等が刻字された三角定規、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）
 - 特色面接または一般面接のみ受験する場合
受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）
 - ⑦ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- (5) その他
- インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

17 その他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い
選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。
 - ① 追検査等の対象となる志願者
一部未完了となった選抜の意思連絡書を令和6年3月7日（木）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書を交付する。
なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、この要項に示した「16 追検査等の実施」の「(3) 追検査等受験の手続き」（8ページ参照）に定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。
 - ② 追検査等の対象とならない志願者
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (3) 入学辞退の手続き
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。